# 令和6年度

### 4月1日からは今和6年度のステッカーが必要です!

### 内 付

受付日	受付時間	受付場所	受付対象者
3月10日(日)	9 時~15 時	市役所 6 階 大会議室	成田市民 の み
<b>3月11日(月)</b> 以降の平日	8 時 30 分~17 時	市役所2階 <b>交通防犯課</b> 全ての利用者	
3月24日(日)	9 時~正午		

利用申請に必要なもの ※持参しない場合、申請を受付できません。ご注意ください。

- 【自転車の場合】車体番号(車体に刻印された数字とアルファベットの文字列)及び色。 【原動機付自転車の場合】ナンバープレートの番号及び車体の色。
- ② 利用者の住所が証明できるもの(運転免許証、住所が記載された健康保険証等)。
- ③ 高校生の方:在学が証明できるもの(学校の発行する身分証明書、合格通知等)。
- (4) 中学生以下の方: 生年月日がわかるもの(健康保険証等)
- ⑤ **駐輪場ICカード**:前年度以前に交付を受けた方は**必ず持参**してください。
- ⑥ 使用料:下表のとおりです。 ※申請の際はつり銭の無いようにご協力をお願いいたします。
- ⑦ 委任状:同居のご家族が来られる場合を除き、代理の申請をするためには委任状が必要です。

### 年間の使用料 ※現金のみとなります

成田市民	自転車	原付
一 般	3,140円	5,230円
高校生以下	1,570円	2,610円

成田市民 以外の方 自転車		原付
一 般	6,280円	10,470円
高校生以下	3,140円	5,230円

使用料の免除 次に該当する方は使用料が免除となります。<u>証明できるものを持参してください。</u>

- 生活扶助を受けている世帯に属している方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※<mark>証明できるものを持参しない場合</mark>,通常料金での受付となりま <u>すので,ご注意ください。</u>

※証明できるものや免除のことでわからないことがございまし たら, 事前にお問合せください。

- 母子家庭の母または父子家庭の父で、現在 18 歳未満の子どもを扶養している方及びその方に 扶養されている 18 歳未満の方
- その他市長が特に必要と認める方

## 利用可能な駐輪場と車種について

駐輪場名	利用区分	駐輪場位置図
JR 成田駅 東口駐輪場 ( <b>1 階)※</b> 1	原動機付自転車 (50cc 以下)※2	JR成田駅西口駐輪場 JR成田駅
京成成田駅前駐輪場	自転車	JR成田駅東口駐輪場 ※原付のみ
JR 成田駅 西口駐輪場	自転車 原動機付自転車 (125cc 以下) ※2, ※3	京成成田駅前駐輪場 ※自転車のみ 京成成田駅
栗山駐輪場	自転車 原動機付自転車 (125cc 以下)※2	東山駐輪場 市役所 国道51号

- ※1 JR 成田駅東口駐輪場2階は自転車限定の無料駐輪場であるため、申請不要です。
- ※2 ミニカー及び記載の排気量を超えるバイクは駐輪できません。
- ※3 一部のスペース (ゲート内) に駐輪する原動機付自転車につきましては, 5 Occ 以下限定とさせていただいております。

### 注意事項

- 利用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
- 申請はお一人様1台に限り、他の場所との併用もできません。
- 受付初日(3月10日)は、例年非常に混雑することから、分散申請にご協力をお願いします。
- 申請の受付は先着順となります。収容台数に達した駐輪場は受付を終了しますので、ご了承ください。
- 利用許可後に申請内容の虚偽や重複等が発覚した場合は、利用許可取消となります。
- 購入前の自転車等を利用車両とする申込みは受付できません。
- 専門学校生(高校課程を除く)は一般扱いとなります。
- 使用料の支払いは現金のみとなります。
- 駐輪場における自転車の管理はご自身の責任となります。
- 盗難防止のため、2つめのカギをつけましょう。



お問合せ先:成田市役所 交通防犯課 0476-22-1111 (代表) 0476-20-1527 (直通) 0476-24-2858 (FAX)